

医歯薬学総合研究科における研究指導計画書に関する申合せ

令和3年11月24日
運営会議決定

(趣旨)

第1条 長崎大学大学院学則第14条の2第1項の規定に基づき、研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために作成する研究指導計画書(以下「計画書」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(作成及び保存)

第2条 計画書は各年度に指導する学生それぞれについて作成し、指定された期日までに提出する。

第3条 指導教員(副指導教員を含む。)は、次の手順で計画書(別紙様式)を作成する。

- (1) 学生と十分に打合せ等を行い、研究計画及び研究指導計画を作成する。
- (2) 作成した計画書を学生に提示し、指導教員と学生の双方で確認のうえ、学生の上承が得られた場合は、学生に自筆で署名させる。
- (3) 指導教員氏名欄(副指導教員がいる場合は副指導教員も含む。)に自筆で署名し、学務担当に提出する。
- (4) 指導教員は必要に応じて研究指導計画の見直しを行い、実効性の高いものに改めるよう努める。

第4条 提出された計画書は学務課大学院担当で5年間保存する。

(補則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、研究指導計画について必要な事項は、別に定めることができる。

2 修士課程保健学専攻及び博士前期課程生命薬科学専攻については、別に定める。

附 則

この申合せは、令和3年11月24日から施行する。

(別紙様式)

医歯薬学総合研究科 研究指導計画書

年 月 日

学生番号		フリガナ 学生氏名	(自筆署名)
課程		専攻	
研究題目			
指導教員名 (自署)	副指導教員名 (自署)		
研究指導計画：指導教員が記入			
特記事項			